

入 札 説 明 書

公益財団法人宮崎県産業振興機構が行うパーソナルコンピュータ（計１１台）の賃貸借及び保守契約に係る一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 競争入札に付する事項

- (１) 件 名 パーソナルコンピュータ（計１１台）の賃貸借及び保守等
- (２) 数 量 パーソナルコンピュータ １１台
- (３) 仕 様 仕様書のとおり
- (４) 契約期間 令和８年１０月１日から令和１２年９月３０日まで（４８か月）
- (５) 納入場所 公益財団法人宮崎県産業振興機構
- (６) 契約に係る特記事項

ア この競争入札に係る契約（以下「本件契約」という。）は、長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成１７年宮崎県条例第８１号）第２条第１項第６号の規定による契約であり、機構は、（４）の契約期間において次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、本件契約を解除するものとする。

(ア) 本件契約の相手方が本件契約に違反した場合。

(イ) 本契約の相手方が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２項に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（同条第６号に規定する暴力団員をいう。）と密接な関係を有する者であると認められた場合。

イ 機構は、アの契約の解除によって生じた本件契約の相手方の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

2 競争入札に参加する者に必要な資格

- (１) この競争入札に参加する資格を有する者は、次の要件をすべて満たす者とする。

ア 宮崎県の「競争入札参加資格者名簿」のうち、「サービス（役務の提供）に関する業種」のＲ－０１（各種電算機器類の賃貸業務）に登載されている者であること。

イ 九州管内に本店又は支店（営業所を含む）を有する者であること。

ウ 納入する物品及び数量を確実に納入できる者であること。

エ 納入する物品に係る保守、点検、修理その他のメンテナンス等を、納入先の求めに応じて速やかに提供できる者であること。

オ 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第１項の規定に該当しないこと。

カ 宮崎県から、宮崎県の物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱（昭和４６年宮崎県告示第９３号）に基づく指名停止の措置を受けていないこと。

キ 県税（個人県民税及び地方消費税を除く。）に未納がないこと。

ク 宮崎県暴力団排除条例（平成２３年宮崎県条例第１８条）第２条第２号に規定する暴力団又は代表者及び役員が同条第４号に規定する暴力団関係者でないこと。

ケ 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立て（以下これらを「申立て」という。）がなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更正手続開始又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けている者

は、申立てがなされていない者とみなす。

- (2) 入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書（様式1）を提出し、参加資格の確認を受けなければならない。提出期限までに入札参加資格確認申請書を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができない。なお、入札者は、当該書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

ア 提出場所

〒880-0303 宮崎市佐土原町東上那珂16500番地2
公益財団法人宮崎県産業振興機構 総務企画課

イ 提出期限

令和8年8月13日（木）午後5時

ウ 提出方法

持参又は郵送（郵送にあつては、書留郵便に限る。）

エ 事前審査の実施

入札者が、入札参加資格を満たしているかを事前に審査する。機構が必要と認めた場合には、入札者に対して個別に聞き取りを行った上、提出書類の修正を求める場合がある。

オ 事前審査結果の通知

事前審査の結果、提出書類の修正を求めても修正がなされなかった場合、又は修正結果が審査基準に満たなかった場合には、入札参加資格を認めない。この通知は審査終了後、入札日までの間に通知する。

3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場 所 公益財団法人宮崎県産業振興機構 総務企画課

(2) 期 間 令和8年7月30日から令和8年8月19日まで
（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで）

4 入札説明書及び仕様書の交付

(1) 場 所 3（1）に同じ

(2) 期 間 3（2）に同じ

5 入札説明会及び質問

入札説明会は実施しない。

ただし、本件入札に関する質問については、次により提出すること。

ア 提出期限 令和8年8月6日（木） 午後5時

イ 提出方法 電子メールで質問を提出すること

（メールアドレス：info-21@mepo.or.jp）

6 入札方法

入札に参加する者は、入札書を下記のとおり提出しなければならない。

(1) 入札者は、入札書（様式2）を、8に示す日時及び場所に提出すること。

(2) 代理人が入札を行う場合は、委任状（様式3）を提出するほか、入札書に入札者の住所、商号又は名称及び代表者職・氏名並びに代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記載し、押印すること。

(3) 入札者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分に

ついて押印すること。ただし、入札書の表記金額は訂正できない。

7 入札書の記載方法

- (1) 入札金額は、賃貸借料 1 月当たりの単価に契約期間月数を乗じた金額を記載すること。
- (2) 入札金額は、仕様書の条件によって算出すること。
入札金額は、当該業務の履行に要する一切の経費を含めた額とすること。
- (3) 落札決定にあたっては、入札書に記載した金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した額（1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

8 入札・開札の場所及び日時

- (1) 場 所 公益財団法人宮崎県産業振興機構 1 階小研修室
- (2) 日 時 令和 8 年 8 月 20 日（木） 午前 10 時
- (3) その他 入札・開札には入札者又はその代理人が立ち会わなければならない。
開札により落札者がいない場合は、再度入札を行う。

9 再度入札

再度の入札の回数は、1 回とする。

なお、次のいずれかに該当する者は、再度入札に参加することができない。

- (1) 初度入札に参加しなかった者
- (2) 初度入札に参加したが入札しなかった者
- (3) 11 の規定にある無効となる入札をした者

10 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札金額の 100 分の 5 以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付し、又は提供すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当すると認められる場合は、入札保証金の納付が免除される。

ア 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約（入札金額の 100 分の 5 以上）を締結し、その証書を提出する場合。

イ 落札者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

契約金額の 100 分の 10 以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付し、又は提供すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当すると認められる場合は、契約保証金の納付が免除される。

ア 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約（入札金額の 100 分の 10 以上）を締結し、その証書を提出する場合。

イ 過去 2 箇年度の間に国若しくは地方公共団体又は独立行政法人、国立大学法人若しくは地方独立行政法人、公益法人と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。（過去 2 箇年度の実績に関しては本件入札の落札者に提出を求める。）

11 入札の効力

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

なお、無効となる入札をした者は再度の入札に参加することはできない。

- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
- (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱した又は不明な入札
- (6) 入札条件に違反した入札
- (7) 談合その他の不正の行為があった入札

12 落札者の決定方法

- (1) 予定価格内で最低価格の有効な入札を行った者を落札者とする。

- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。

この場合、入札者はくじを引くことを辞退することはできない。

13 契約締結の期限

落札者は、令和8年9月28日までに契約を結ばなければならない。

14 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地

公益財団法人宮崎県産業振興機構 総務企画課

〒880-0303 宮崎市佐土原町東上那珂 16500 番地 2

電話 0985-74-3850 電子メール info-21@mepo.or.jp

15 その他

入札者は、入札後、入札公告等について不明又は錯誤等を理由として、異議を申し立てることはできない。